

府政共生第570号
26文科初第442号
雇児発0702第3号
平成26年7月2日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
石井淳子

(印影印刷)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・
子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するた
めの基本的な指針について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項の規定に
基づき、内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととされており、本日付け官報において基本指針を告示いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

基本指針においては、

- ・子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ・教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ・子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ・児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ・その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

を定めています。各市町村、都道府県は基本指針に即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされております。既に各市町村、都道府県におかれましては各事業計画の作成作業を進められていることと思っておりますが、引き続き基本指針の内容等を十分踏まえ、各事業計画を作成していただきますよう、よろしくお願いいたします。

各都道府県知事、各都道府県教育委員会及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料)：基本指針の条文（官報掲載版）

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-5253-1111（代表）内線 45957

FAX：03-3581-2521